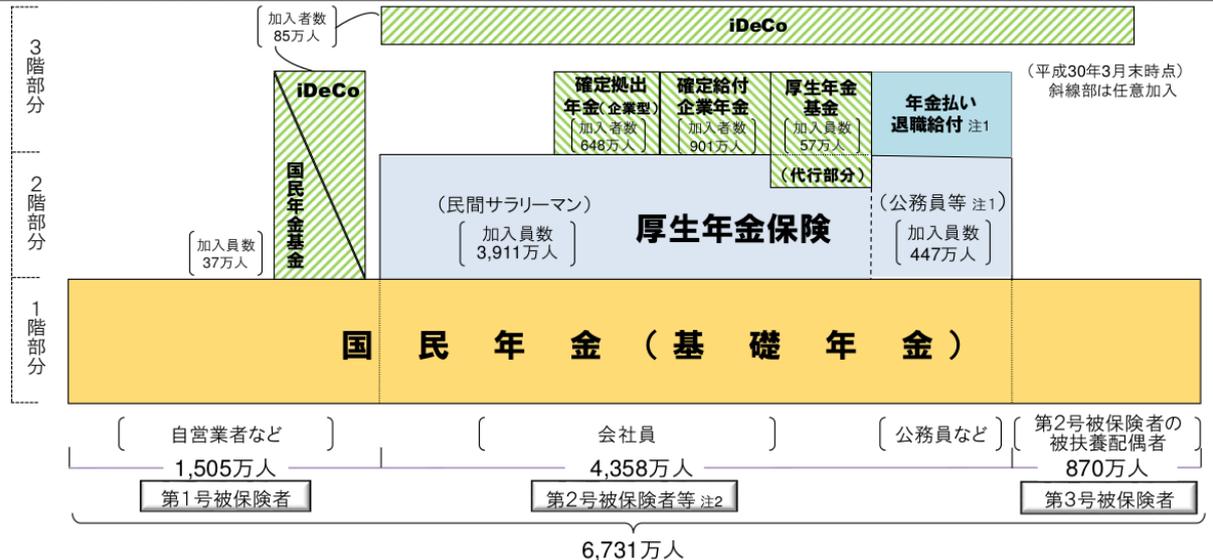


1. 現状の年金制度

- 現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、高齢期となれば、**基礎年金**の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、**厚生年金保険**に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の**私的年金**に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



注1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
注2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のこと(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

(2019年5月28日 厚生労働省 大臣官房審議官 資料)

○国民年金・厚生年金の支給開始年齢

生年月日 男性 1961年4月2日以降 } 65歳
女性 1966年4月2日以降 }

繰り上げ 60歳から受給 65歳からの0.7倍 月数×0.05 マイナス
繰り下げ 70歳から受給 65歳からの1.4倍 月数×0.007 プラス

- * 特別支給の老齢厚生年金
- * 在職老齢年金

○日本の公的年金制度

賦課方式は、年金支給に必要な財源を、今働いている世代(現役世代)が支払う仕組み。現役世代と年金受給世代の世代間で支え合う、

○マクロ経済スライド 2004年に年金改正法で施行

■考え方 「社会全体の公的年金制度を支える力(現役世代の人数)の変化」と「平均余命の伸びに伴う給付費の増加」というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、保険料負担が過重にならないように、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入

■給付水準の自動調整

新規裁定者(新しく年金を貰う人) 手取り賃金変動率 + スライド調整率※
既裁定者(年金を継続してもらう人) 物価変動率 + スライド調整率 ※
※ スライド調整率 公的年金被保険者数の変動率(2から4年度前の平均) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(-0.3%)

■2019年度

物価変動率 1.0% 名目手取り賃金変動率 0.6%
スライド調整率 -0.2%
キャリアオーバー分(2018年度より) -0.3%

新規裁定者 0.6% - 0.2% - 0.3% = 0.1%
 既裁定者 0.6% - 0.2% - 0.3% = 0.1%

○公的年金の保険料

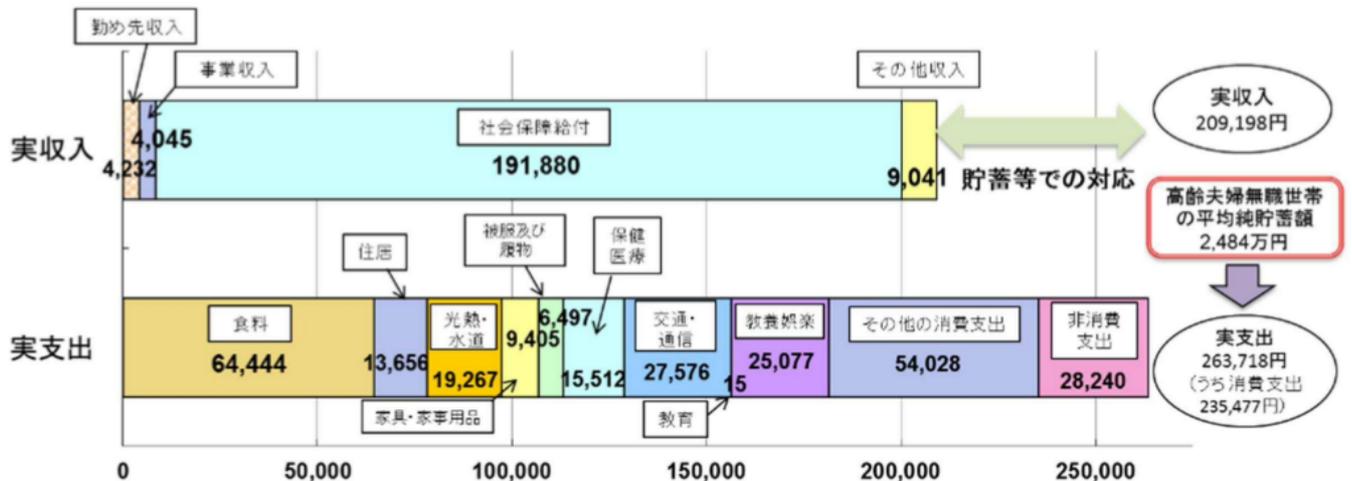
厚生年金 2004年10月から毎年0.354%ずつ引上げ 2017年度以降18.30%とする。
 国民年金 2005年4月から毎月月額280円引上げ 2017年度以降17,000円とする。
 (国民年金は別のルールもあり) 2019年度は16,410円)

2. 金融庁の報告書(金融審議会市場ワーキング・グループ報告書)

人生100年次台に備えて資産形成や管理の取り組み、金融業者はそれに沿ったサービスの提供の必要性がかってないほど要請されている。

「年金だけでは毎月5万円足りない、30年で2000万円の資金が必要」と炎上

○高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)



総務省 家計調査 2017年

65歳時点で金融資産の保有状況は夫婦世帯で平均2,252万円

不足額が毎月5万円発生する場合は、20年で1,300万円、30年で2,000万円取崩しが必要

○年代別老後の不安

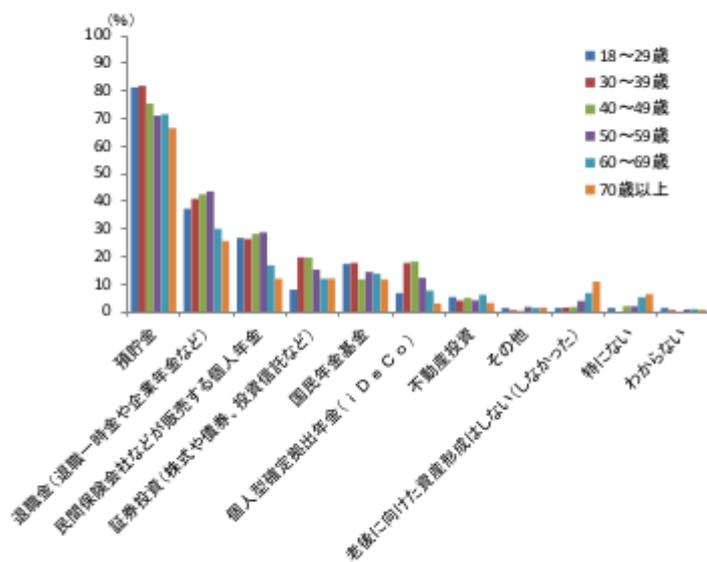
年代別の老後不安					世代別の老後への備え			
20代	30代	40代	50代	60~70代	現在の金融資産額(平均額)	老後の備えとして十分な金融資産と自ら想定している金額	差額	
1. お金	1. お金	1. お金	1. お金	1. 健康	20代	244万円	2,333万円	-2,089万円
2. 認知症	2. 健康	2. 健康	2. 健康	2. 認知症	30代	494万円	2,906万円	-2,412万円
3. 自らの介護	3. 認知症	3. 認知症	3. 認知症	3. 自らの介護	40代	780万円	3,093万円	-2,313万円
4. 健康	4. 自らの介護	4. 自らの介護	4. 自らの介護	4. お金	50代	1,132万円	3,424万円	-2,293万円
5. 両親の介護	5. 両親の介護	5. 両親の介護	5. 配偶者の介護 5. 両親の介護	5. 配偶者の介護	60~70代	1,830万円	3,553万円	-1,724万円

(出典) メットライフ生命「『老後を変える』全国47都道府県大調査」より、金融庁作成

○老後の不安に対する対処

- ・現役で働く時間を増やす
- ・生活費の節約
- ・老後に準備したい公的年金以外の資産

老後に向け準備したい(した)公的年金以外の資産



(出典)内閣府「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」より、金融庁作成

- 公的年金の受給に加えた生活水準を上げるための行動
保有する資産を活用した資産形成・運用と言った「自助」の充実が必要
企業年金も含めて
- 個人にとっての資産形成・管理の心構え
人生のステージごと
 - ・現役期
 - ・リタイア期
 - ・高齢期
- 長期に亘る資産形成を支援する制度 退職金の受け皿としてiDeco と積立NISAを推奨

	iDeCo	つみたてNISA
投資上限額(年間)	14万4000円~81万6000円 (※職業、加入している年金制度により異なる)	40万円
税制上のメリット	積立時の掛金が全額所得控除 運用益が非課税 受取金額の一定額が非課税	運用益が非課税
運用期間	加入から、60歳まで(10年間延長可能)	20年
途中換金	原則不可	いつでも可能(※非課税額枠の再利用は不可)
損益通算	不可	不可
運用できる商品	定期預金・iDeCo用の投資信託・保険商品	長期投資に適した金融商品として金融庁への届出が受理された投資信託
資金の引き出し	60歳まで原則不可	いつでも可能

- iDeCo 個人型の確定拠出年金 元本保証があるものもある
 - 月々5,000円から掛金額を1,000円単位で自由に設定
 - 手数料必要 受け取り原則 60歳から 金融期間を1社選ぶ
 - 投資信託(株式、債権、REIT、複合資産)、預貯金、保険商品(貯蓄機能)

iDeCo の加入資格等						
自営業者 学生等 (第1号被保険者)	専業主婦等 (第3号被保険者)	サラリーマン等 (第2号被保険者)			公務員等 共済加入者 (第2号被保険者)	
拠出限度額 月額 6.8 万円 (年額 81.6 万円)	拠出限度額 月額 2.3 万円 (年額 27.6 万円)	拠出限度額 月額 2.3 万円 (年額 27.6 万円)	拠出限度額 月額 2.0 万円 (年額 24.0 万円)	拠出限度額 月額 1.2 万円 (年額 14.4 万円)	拠出限度額 月額 1.2 万円 (年額 14.4 万円)	拠出限度額 月額 1.2 万円 (年額 14.4 万円)
(国民年金基金 または国民年金 付加保険料 との合算枠)			企業型 DC 拠出限度額 月額 3.5 万円 (年額 42.0 万円)	企業型 DC 拠出限度額 月額 1.55 万円 (年額 18.6 万円)	確定給付型年金 [厚生年金基金] [確定給付企業年金]	
<input type="checkbox"/> 国民年金基金 (iDeCoとの 重複加入可)			企業型 DC	確定給付型年金 [厚生年金基金] [確定給付企業年金] 拠出限度額なし	拠出限度額なし	年金払い 退職給付等
厚生年金保険						
基礎年金						

- ・運用してきたお金を受け取る時期が近づくと、株式型などの配分を減らして預貯金(停年間に、株式の大暴落)
 - ・投資信託は、価格を指定して売買の注文を出せない。売買に日数がかかる(価格の確定に4日、新しい新たな投資信託を購入するのに1週間か10日)
- 積立 NISA

- 積立 NISA
 - 投資信託を毎月一定額(自分で決めた額 所得税、控除にならない)決まった日に買い付けていく方法 毎月100円からの金融機関もあり
 - 金融庁が指定する約161本の投資信託の中から投資先を選ぶ

株式100%型	92本
株式●%+債券●%といった複合資産型	72本

複合資産 iDeCo にも関係

メリット・デメリットは各自判断

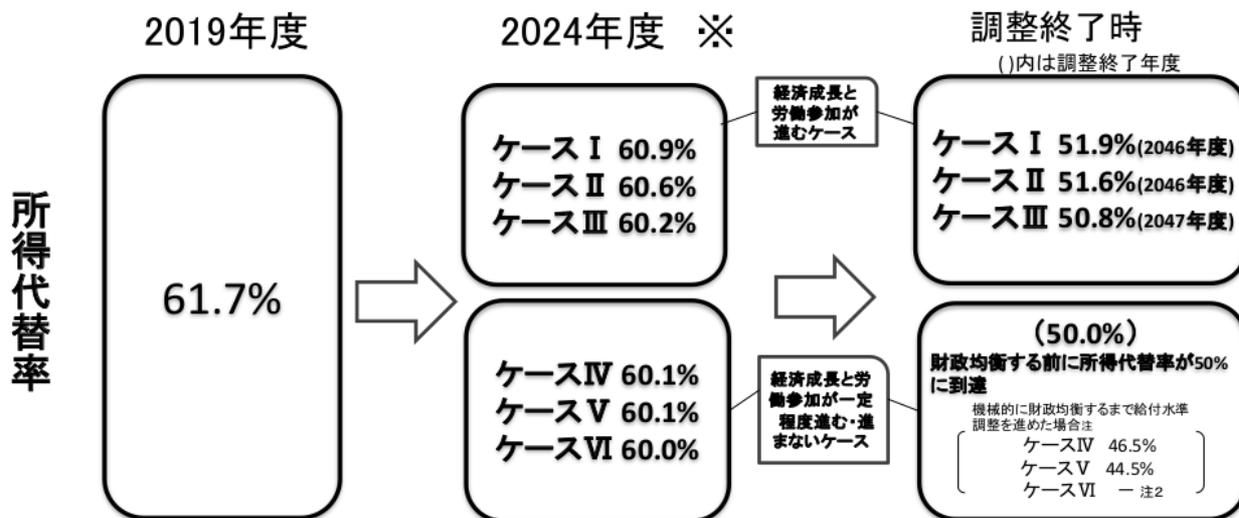
- 2019年財政検証(8/27) 今までは6月であったが、参議院選挙のために遅れたのか?
 - 政府は少なくとも5年ごとに
 - 財政見通しの作成
 - 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成
 を行い、年金財政の健全性を検証する

所得代替率... 公的年金の給付水準を示す指標。 所得代替率は50%を維持
 現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

2019年度 所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額
 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

2019(令和元)年財政検証結果の概略

— 5年後(2024年度)及び調整終了後の所得代替率(人口の前提:出生中位、死亡中位) —



※ 2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とこととされているが、5年後の2024年度の所得代替率の見通しは60.9%~60.0%となっている。

注 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。(ケースIV・ケースV)

注2 ケースVIでは、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%~36%程度。

12

オプション試算の内容

オプションA …被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①(125万人ベース)：被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合

・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合

適用拡大②(325万人ベース)：被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③(1,050万人ベース)：一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外)

オプションB …保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

- ① 基礎年金の拠出期間延長：**基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ② 在職老齢年金の見直し：**65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
- ③ 厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ：**厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ④ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大：**受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- ⑤ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④)に①~③の制度改正を加味)：**上記①~③の制度改正を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注:上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率(1月当たり0.7%)を使用すると仮定

※ 参考試算として、2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果を計算

⇒ 2016年年金改革法による年金額改定ルールの見直し、「賃金が低下時に賃金変動に合わせて改定」、「マクロ経済スライド調整の見直し(キャリアオーバー)」のいずれも、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を短縮し、将来の年金受給者の給付水準の改善に寄与することを確認。

8

4. MMT理論（現代貨幣理論）

■特徴的な点

- ・ 自国通貨を発行できる政府（政府＋中央銀行）はデフォルト（債務不履行）しない
ギリシャ、イタリアは自国通貨を発行できない。
- ・ 政府はいくらでも好きなだけ支出できる（変動為替相場の場合）。財源の心配は不要
- ・ フリーランチはある。いくらでも注文でき、金の心配はうらない。
- ・ 通貨は納税義務を解消するための手段
- ・ 租税（税金）は財政確保の手段ではなく、経済を調整する手段

■誰が主張しているか

- ・ MMT論者ニューヨーク州立大学のステファニー・ケルトン教授が、2016年の米大統領選の民主党の公認候補争いでデッドヒートを演じたバーニー・サンダースの経済アドバイザーに就いたことで、アメリカでもMMTの認知度が一気に高まる
- ・ 日本、松尾匡（立命館）、藤井聡（京都大学）中野剛志（経済評論家）、三橋貴明（経済評論家）、国会議員 安藤裕（自民党）、西田昌司（自民党）、大門実紀史（共産党）、石垣のりこ（立憲民主）、元国会議員 山本太郎 ⇒ MMTを有名にした。

民主党が10%消費税完全実施、緊縮財政を主張していたので、立憲民主、国民民主もMMTには乗りにくい。連合は社会保障の持続可能性を重視する立場から消費税10%完全実施を主張（3党合意 2012年5月、当時政権の座にあった民主と自民、公明の間で結ばれた。消費税率を2014年4月に8%へ、2015年10月に10%へと引き上げる法案だ。合意の提唱者は時の首相である野田佳彦。）

■MMTの批判も多くある

■MMTの説明

- ・ 中野剛志
<https://www.youtube.com/watch?v=LJWGApl44ak>
- ・ 三橋貴明
<https://www.youtube.com/watch?v=ynVn-3tLhj4>

以上

(別紙)

○マクロ経済スライド改定を行うルール

(1) 賃金変動率と物価変動率の関係 賃金変動率と物価変動率のどちらを取るのか。

- A 賃金変動率+ and 物価変動率+
 - a 物価変動率 > 賃金変動率
新裁 賃金変動率
既裁 賃金変動率
 - b 物価変動率 <= 賃金変動率
新裁 賃金変動率
既裁 物価変動率
- B 賃金変動率+ and 物価変動率 -
物価変動率 <= 賃金変動率
新裁 賃金変動率
既裁 物価変動率
- C 賃金変動率- and 物価変動率 -
 - a 物価変動率 < 賃金変動率
新裁 賃金変動率
既裁 物価変動率
 - b 物価変動率 >= 賃金変動率
新裁 物価変動率
既裁 物価変動率
- D 賃金変動率- and 物価変動率 +
新規 0%
既裁 0%

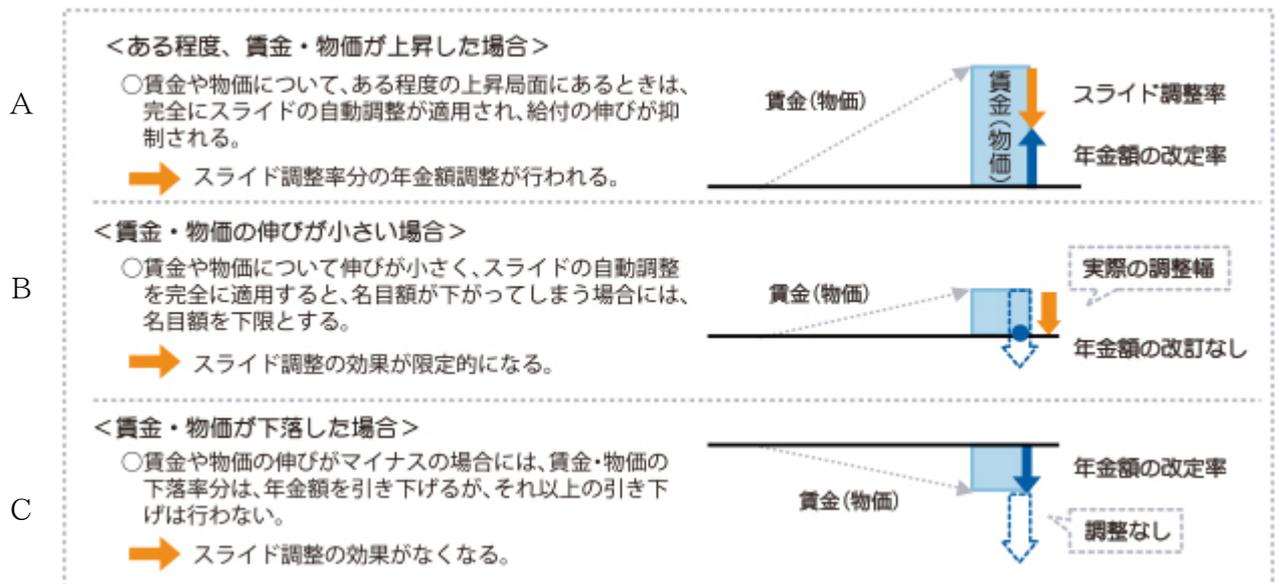
(2) マクロスライド年金改定率

物価 (or 賃金) 変動率 - スライド調整率 ※

※ スライド調整率 公的年金被保険者数の変動率 (2 から 4 年度前の平均) + 平均余命の延びを勘案した一定率 (0. 3%)

(3) スライド調整が発動される条件

マクロ経済スライドによる調整は「名目額」を下回らない範囲で行うことになっています。
※ 2018年度以降は、「名目額」が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価の範囲内で前年度までの未調整分の調整を行う仕組みとなります。



■ キャリーオーバー（未調整分の繰越制度）

実施は2018年度からであり、2018年度は、上記Dの状況であり、年金額の改定はなかったがキャリーオーバーが発生した。

○ 2015年度～2019年度の年金改定率

- ・ 2015年度 新規、既裁ともに、賃金変動率(2.3%) (物価変動率(2.7%)) スライド調整率0.9%
によって改定 (1) A a、(3) A
賃金変動率 +2.3%
物価変動率 +2.7%
スライド調整率 - (0.6%+0.3%)
年金改定率 = 2.3% - (0.6% + 0.3%) = 1.4%
- ・ 2016年度 年金額の改定は行わない (1) D
賃金変動率 - 0.2%
物価変動率 + 0.8%
参考 スライド調整率 - (0.4%+0.3%)
- ・ 2017年度 新規、既裁ともに、物価変動率(-0.1%) (賃金変動率(-1.1%)) によって改定
(1) C b、(3) C
年金改定率 = -0.1%
スライド調整なし ← スライド調整率 - (0.2%+0.3%)
- ・ 2018年度 年金の改定は行われない (1) D
賃金変動率 - 0.4%
物価変動率 + 0.5%
参考 スライド調整率 - (0.0%+0.3%) → キャリーオーバー
- ・ 2019年度 新規、既裁ともに、賃金変動率(0.6%) + スライド調整率0.2% +
キャリーオーバー 0.3%によって改定 (1) A a、(3) A (キャリーオーバーも
含む)
賃金変動率 +0.6%
物価変動率 +1.0%
スライド調整率 -(0.0%+0.2%)
キャリーオーバー -0.3%
年金改定率 = 0.6% - 0.2% - 0.3% = 0.1%

「名目額」が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価の範囲内で前年度までの未調整分の調整を行う仕組み

以上